

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則（昭和三十二年総理府令第八十号）改正新旧対照条文
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 略</p> <p>2 平成二十三年度分及び平成二十四年度分の市町村助成交付金に限り、第二条中「土地、建物又は工作物の価格」とあるのは「土地の価格」と、「土地、建物若しくは工作物」とあるのは「土地」と、「すべき価格」とあるのは「すべき価格」を政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第五条の規定により補正した価格又は国有財産台帳に登録された当該建物若しくは工作物の価格（国有財産台帳に当該建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）」と、「政令第五条」とあるのは「政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第五条」と、第三条の見出し中「政令第六条」とあるのは「政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第六条」と、同条中「政令第六條第一項」とあるのは「政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第六條第一項」と、別記様式附表第一米軍使用施設明細書記載心得1中「畝葦」とあるのは「畝葦（</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 略</p> <p>2 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分の市町村助成交付金に限り、第二条中「土地、建物又は工作物の価格」とあるのは「土地の価格」と、「土地、建物若しくは工作物」とあるのは「土地」と、「すべき価格）」とあるのは「すべき価格」を政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第五条の規定により補正した価格又は国有財産台帳に登録された当該建物若しくは工作物の価格（国有財産台帳に当該建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）」と、「政令第五条」とあるのは「政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第五条」と、第三条の見出し中「政令第六條」とあるのは「政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第六條」と、同条中「政令第六條第一項」とあるのは「政令附則第二項の規定により読み替えて適用される政令第六條第一項」と、別記様式附表第一米軍使用施設明細書記載心得1中「畝葦」とあるのは「畝葦（</p>

三十一日現在において政令第一条第一項各号に掲げる国有財産法第二条に規定する国有財産であつた土地（平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に種目の変更が行われた土地を除く。）で当該年度の初日の属する年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地の価格（国有財産台帳に当該土地又はその価格が登録されていなければ、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格。以下「当該年の土地に係る台帳価格」という。）が前年度分の当該土地に係る市町村助成交付金の額の算定の基礎となつた価格（以下「前年度分の当該土地に係る算定基礎価格」という。）を――
 超えるものにあつては、前年度分の当該土地に係る算定基礎価格に、当該年の土地に係る台帳価格と前年度分の当該土地に係る算定基礎価格の差額の三分の一に相当する額を加算して得た

価格とし、

その他の土地にあつては、当該年の土地に係る台帳価格とする。

十一日 現在において政令第一条第一項各号に掲げる国有財産法第二条に規定する国有財産であつた土地（平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日まで の間に種目の変更が行われた土地を除く。）で当該年の土地に係る台帳価格を――

前年度分の当該土地に係る市町村助成交付金の額の算定の基礎となつた価格（以下「前年度分の当該土地に係る算定基礎価格」という。）で除して得た数値（以下「上昇率」という。）が一・〇五を
 超えるものにあつては、前年度分の当該土地に係る算定基礎価格に、次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる価格補正率を乗じて得た

価格とし、

その他の土地にあつては、当該年の土地に係る台帳価格とする。

上昇率の区分		価格補正率
一・〇五倍を超え、一・八倍以下のもの		一・〇五
一・八倍を超え、二・四倍以下のもの		一・〇七五

4 平成二十四年度における前項の規定の適用については、同項中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

二・四倍を超え、三倍以下のもの	一・一
三倍を超え、五倍以下のもの	一・一五
五倍を超え、九倍以下のもの	一・二
九倍を超えるもの	一・二五